

平成21年8月3日
大崎クールジェン株式会社

「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画 環境影響評価方法書」の届出・送付および縦覧について

当社は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画 環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届出るとともに、広島県知事，大崎上島町長，竹原市長，東広島市長へ送付いたしました。

また、環境影響評価法に基づき、平成21年8月4日より、同方法書の縦覧を以下のとおり行います。

なお、「酸素吹石炭ガス化複合発電技術およびCO₂分離回収技術に関する大型実証試験」については、中国電力株式会社 大崎発電所構内（広島県豊田郡大崎上島町）にて、平成29年3月から実施することとしています。

（平成21年7月29日 中国電力・電源開発よりお知らせ済み）

1. 方法書の縦覧

- (1) 縦覧場所 【関係自治体庁舎】（土・日曜日を除く）
広島県環境県民局環境部環境保全課
大崎上島町本庁，大崎上島町大崎支所，大崎上島町木江支所
竹原市役所，東広島市安芸津支所
【事業所】（月曜日を除く 土・日曜日の閲覧可能）
中国電力株式会社 大崎発電所 ふれあいホール大崎
- (2) 縦覧期間 平成21年8月4日（火）～平成21年9月3日（木）
中国電力株式会社 大崎発電所 ふれあいホール大崎では、
平成21年9月17日（木）までご覧になれます。
- (3) 縦覧時間 各所とも午前9時～午後5時

2. 環境影響評価方法書の項目（概要は「別添資料」参照）

- （第1章）事業者の名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- （第2章）対象事業の目的及び内容
- （第3章）対象事業実施区域及びその周囲の概況
- （第4章）対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査，予測及び評価の手法

以上

（別添資料）…酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画
環境影響評価方法書の概要

（参考資料）…酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画の概要
および環境影響評価手続きの流れ

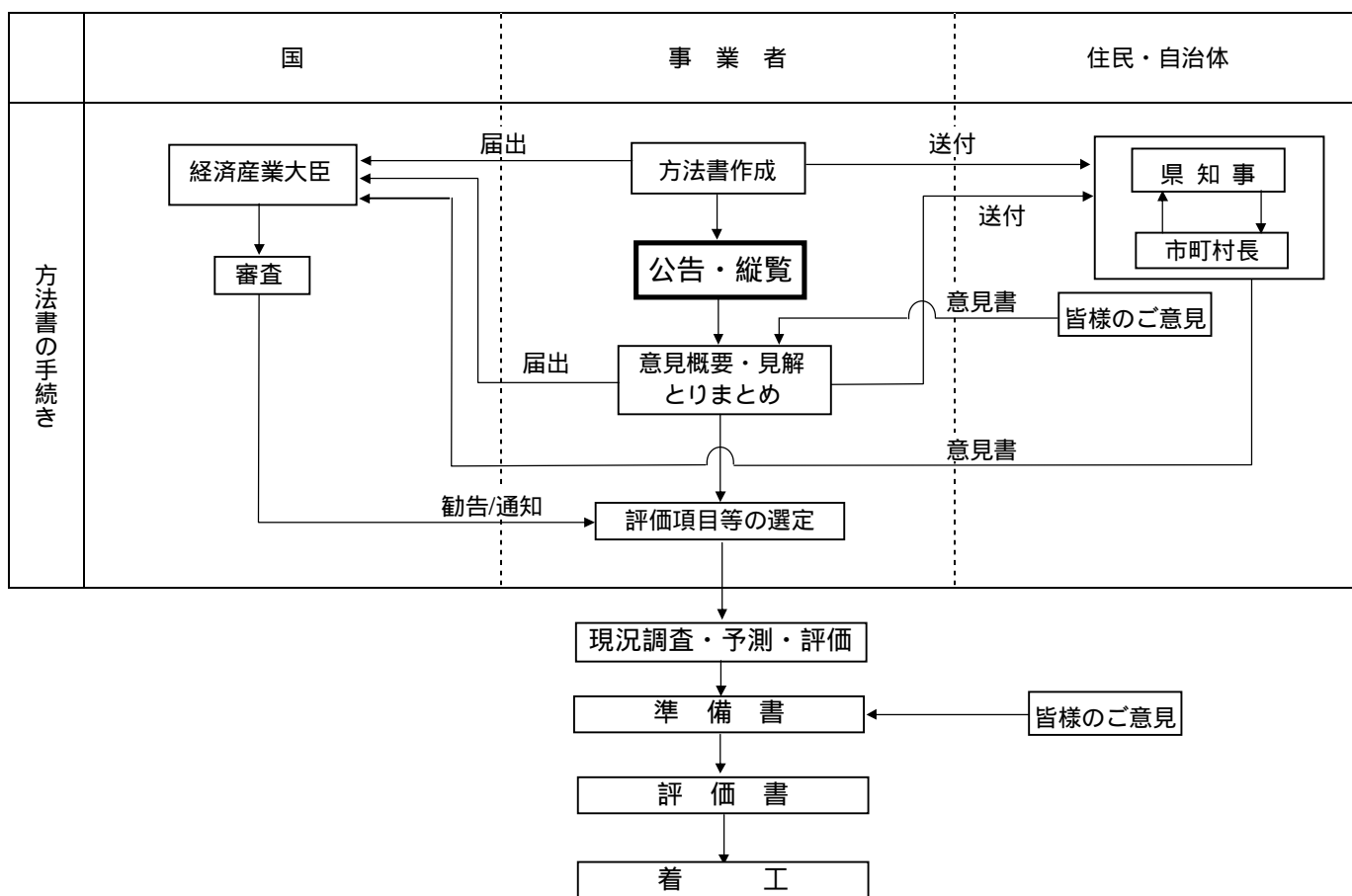
酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画の概要

- (1) 所在地 広島県豊田郡大崎上島町中野6208番地1
中国電力株式会社大崎発電所構内
- (2) 使用燃料 石炭
- (3) 発電方式 コンバインドサイクル発電方式
- (4) 発電出力 17万kW級
- (5) 工事着工時期 IGCC実証試験発電設備：平成25年3月(予定)
CO₂分離回収実証試験設備：平成31年10月(予定)
- (6) 運転開始時期 IGCC実証試験発電設備：平成29年3月(予定)
CO₂分離回収実証試験設備：平成33年3月(予定)

環境影響評価手続きの流れ

法律に基づく環境影響評価の手続きは次のとおりであり、今回の「方法書の縦覧」は太枠の段階のものです。

今後、皆様の意見をお聞きした上で調査・予測・評価を行い、次に「準備書」として縦覧することとなります。



酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所設置計画 環境影響評価方法書の概要

このたび計画している酸素吹石炭ガス化複合発電実証試験発電所の発電出力は、17万kW級を予定しており、環境影響評価法の第1種事業に該当することから環境影響評価の手続きを行います。

今回の環境影響評価方法書は、環境影響評価を行うために必要な計画の概要、発電所周辺の状況、環境影響評価の項目、調査・予測・評価手法について記載したものです。

環境影響評価方法書の概要は以下のとおりです。

出力15万kW以上の火力発電所の設置事業

1. 対象事業の目的及び内容

酸素吹石炭ガス化複合発電システムの実証試験研究と、その後引き続き行うCO₂分離回収技術の実証試験研究を通じ、高効率でクリーンな新しい石炭火力発電の技術開発を行います。

2. 対象事業実施区域及びその周囲の概況

(1) 自然的状況

大気環境、水環境、地形、地質、動植物、生態系、景観および人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、既存の文献等を参考に調査しました。

(2) 社会的状況

人口、産業、土地利用、海域等の利用、交通、学校・病院・住宅等の配置、下水道の整備および廃棄物の状況について、既存の文献等を参考に調査しました。

また、環境保全を目的とした法令等による規制地域、規制基準についても確認しました。

3. 対象事業に係る環境影響評価の項目ならびに調査、予測及び評価の手法

(1) 環境影響評価の項目

対象事業の特性と対象事業実施区域周辺の地域特性を勘案して、大気質、騒音、振動、動物、植物、水温、水質等の環境影響評価項目を選定しました。

(2) 調査・予測の手法

発電所の改造工事や運転によって影響が予想される大気や水質等について、文献調査および現地調査により現況を把握したのち、数値計算等により影響を予測し、環境保全に対して配慮すべき事項を検討します。

(3) 評価の手法

調査および予測の結果を踏まえ、環境影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し評価します。

また、国や地方自治体によって、環境基準や環境保全上の規制基準等の環境保全施策が示されている場合には、それらとの整合が図られているかを検討し評価します。